評 議 員 報 酬 規 程

【平成22年3月3日制定】

（目　的）

第１条　この規程は､学校法人 金蘭千里学園の評議員の報酬及び退任記念品料等に関する事項を定めることを目的とする。

（報　酬）

第２条　評議員の報酬額は、以下の通りとする。
評議員の報酬額は、原則として無報酬とする。

（退任記念品料）

第３条　学外評議員が退任したときは、その者に退任記念品料を支給する。
但し、任期満了後再任された場合は、原則として再任されずに退任した時にその通算の在任期間分を支給するものとする。

２　学外評議員が死亡により退任した時は、その遺族に退任記念品料を支給するものとする。

（退任記念品料算出の基準報酬額）

第４条　退任記念品料算出の基準報酬額は以下の通りとする。

在　任　期　間	報　　酬　　額
５年未満	５万円
５年以上	１０万円

（旅費、交通費）

第５条　学外評議員が評議員会に出席する際の旅費・交通費は、一律一回につき１万円を支給する。

（協議事項）

第６条　本規程に定めのない事項については、理事会において協議し決定するものとする。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会が行う。

附　則

１　この規程は、平成22年3月3日より施行する。